

工場立地法の準則について

1 生産施設について

(1) 生産施設面積について

製造工程を形成する機械又は装置が設置される建築物の水平投影面積のことをいいます。

(2) 生産施設面積率について

敷地面積に対する生産施設面積の割合のことで、「工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省 告示第1号）」により、特定工場が営む業種ごとに生産施設面積率が定められています。

	業種の区分	敷地面積に対する 生産施設の面積の 割合（γ）
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業、ボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45%
第4種	鋼管製造業、電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）、高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業、熱供給業	65%

（注1）平成27年5月25日に一部の業種の面積率が引き上げられました。

2 緑地及び環境施設について

(1) 緑地面積について

樹木が育成する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の面積

低木又は芝その他地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積

(2) 環境施設面積について

緑地面積に噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設及び太陽光発電施設の面積を加えた面積

(3) 緑地面積率及び環境施設面積率について

敷地面積に対する緑地面積及び環境施設面積の割合

平成 24 年 2 月の「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」の改正により、工業系用途地域の緑地面積率及び環境施設面積率の下限が引き下げられるとともに、平成 24 年 4 月の地方分権第 2 次一括法の施行により、工場立地法が定める緑地面積率等に係る準則条例の制定権が全ての市に移譲されました（工場立地法第 4 条の 2 第 2 項）。

現在、厚木市内の特定工場の緑地面積率及び環境施設面積率に関する基準（準則）は、平成 27 年 4 月 1 日施行の「厚木市工場立地に関する準則を定める条例」に基づいています。

なお、特定工場が所在する都市計画法上の用途地域によって、緑地面積率及び環境施設面積率は異なります。

区 域 (都市計画法上の用途地域)	緑地の面積の敷地面積 に対する割合	環境施設の面積の敷地面積 に対する割合
工業専用地域	5 %以上	1 0 %以上
工業地域 準工業地域	1 0 %以上	1 5 %以上
住居系用途地域 商業系用途地域 市街化調整区域	2 0 %以上	2 5 %以上

(注 1) 工業専用地域・工業地域・準工業地域については、用途地域に応じて、厚木市工場立地に関する準則を定める条例の割合が適用され、住居系用途地域・商業系用途地域・市街化調整区域については、工場立地に関する準則の割合が適用されます。

(注 2) 工場敷地が 2 以上の区域にまたがる場合は、敷地面積のうちもっとも占める割合の多い区域の基準が適用されます。

(注 3) 昭和 4 9 年 6 月 2 8 日以前（法準則が適用される以前）に設置等されている工場等（既存工場）についての準則については、生産施設面積の変更の際に段階的に緑地等の増設を行うような措置が設けられています。